

# 2025年度(令和7年度)第1回釧路市都市計画審議会 議事録要約

開催日時 2025年(令和7年)5月8日(木)  
13時30分～14時30分  
開催場所 釧路市役所防災庁舎 5階 会議室A

## ■主な議題■

- (1) 会長選任
- (2) 本審査

議案第1号 釧路圏都市計画道路の変更について(付議)(釧路市決定)  
議案第2号 釧路圏都市計画道路の変更について(諮問)(北海道決定)  
議案第3号 建築基準法第51条ただし書許可について(付議)

- (3) 報告事項

報告第1号 釧路圏都市計画公園の変更について

## ■結果■

- ・議案第1～3号について、原案のとおり可決された。
- ・報告第1号について、治水公園の都市計画変更の概要について報告を行った。

## ■発言要旨■

### 議案第1号 釧路圏都市計画道路の変更について(付議)(釧路市決定)

(事務局)

- ・釧路市決定の都市計画道路の変更の理由、変更を予定している区域について説明した。

(委員)

- ・都市計画変更に伴って、現道に対して何か影響はあるのか。

(事務局)

- ・既に整備されている現道に対して、影響を与えるものではない。

## 議案第 2 号 釧路圏都市計画道路の変更について(諮問)(北海道決定)

(事務局)

- ・北海道決定の都市計画道路の変更の理由、変更を予定している区域について説明した。

(委員)

- ・釧路環状通は釧路町の行政区域内の変更もあるが、釧路市で都市計画変更を行うのか。
- ・釧路環状通の計画書上の錯誤を解消するとあるが、解消後はどのようになるのか。

(事務局)

- ・当該路線の起点と終点は釧路市の行政区域内の路線となっているため、釧路市で都市計画変更を行う。
- ・計画書に記載のある構造の部分で正しくは一部の路線と立体交差となるべき箇所が平面交差となっていたため、錯誤を解消し、立体交差へと変更する。

## 議案第 3 号 建築基準法第 51 条ただし書許可について(付議)

(事務局)

- ・建築基準法第 51 条ただし書許可申請のあった位置や施設などを説明した。

(委員)

- ・資料上では申請地の中に道のようなものが見えるが、敷地内に施設を設置する際に支障をきたすものではないか。
- ・資料上では申請地の北側に沈砂池のようなものが見受けられるが、現在は利用がされているのか、また、施設の設置によって周辺に対して何か影響は出るのか。

(事務局)

- ・現地確認を行っており、現況は市道や私道はないことを確認しており、施設の設置において支障はない。
- ・現在は利用がなく、また、周辺 300m以内の事業者から同意はとれており、周辺に対し何か影響を与えるものではない。

## 報告第 1 号 釧路圏都市計画公園の変更について

(事務局)

- ・治水公園の都市計画変更の概要について報告した。

(委員)

- ・意見なし

<釧路市住宅都市部都市計画課都市計画係>